

『小型移動式クレーン運転技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
 〔略称 建災防秋田県支部〕
 秋田労働局長登録教習機関
 登録番号 秋基登録第 82 号
 登録有効期限 令和 11 年 3 月 30 日

労働安全衛生法により、「つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務」は、就業制限に係る業務となっています。

当該業務に就くためには、『小型移動式クレーン運転技能講習』を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有していなければなりません。

1. 開催日程及び会場 《受付 9 : 0 0 ～、講習開始 9 : 1 5 ～》

区分	日 程	会 場	定 員
学科	1 0 月 6 日 (月) ～ 1 0 月 7 日 (火)	秋田県青少年交流センター ユースパル 中研修室 A 秋田市寺内神屋敷 3 - 1	2 7 名
実技	1 0 月 8 日 (水)	建災防教育講習所 秋田市上北手御所野字雨池通 5 - 1 1	

* 1) 申込み期限 受講日 (初日) から 7 日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。

* 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受 講 区 分

《このたびは、全科目受講及び次の区分 2 ～ 4 のいずれかに該当する講習科目の一部免除対象者の講習です。》

区分	受 講 区 分	
1	全 科 目 受 講	
2	一 部 免 除 対 象	クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者。
3		床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者。
4		1 級建設機械施工管理技術検定合格者で第 2 次検定においてショベル系操作工法若しくは基礎工事用操作工法を選択したもの、又は 2 級第 2 種若しくは第 6 種合格者。

3. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受 講 時 間		
		全科目 受 講	受講区分	
			2 又は 3	4
学 科	小型移動式クレーンに関する知識	6 時間	6 時間	6 時間
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3 時間	3 時間	—
	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3 時間	—	3 時間
	関係法令	1 時間	1 時間	1 時間
実 技	小型移動式クレーンの運転	6 時間	6 時間	6 時間
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1 時間	—	1 時間
	計	2 0 時間	1 6 時間	1 7 時間

4. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	全科目受講	
受講料	36,300円	
資料代	会員	非会員
	1,605円	1,705円
計	37,905円	38,005円

区分	2又は3		4	
受講料	33,000円		35,200円	
資料代	会員	非会員	会員	非会員
	1,605円	1,705円	1,605円	1,705円
計	34,605円	34,705円	36,805円	36,905円

*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。

指定口座は、請求書によりお知らせします。

納付手続きは【必ず請求書到着後】にしてください。

5. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受講区分により必要な書類及び証明写真2枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

*修了証等の写し及び写真に関する注意事項

- ①修了証等の写しは、記載事項が表裏にわたる場合、必ず両面を添付してください。
- ②写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ③写真2枚の裏面に講習名〈移ク〉、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495 ((一社)秋田県建設業協会内)

6. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

7.『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の
受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

◎必要要件 1. 雇用保険料率1, 000分の17.5の中小建設事業主であること。

＊上記料率は令和7年度の率であり、今後変更となることもあります。

2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。

3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。

4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書）」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

小型移動式クレーン運転技能講習

講習開始日 令和7年10月 6日（月）

講習開催地 秋田市

*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。

	氏 名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

〔開催日：10月 6日～10月 8日〕

受付 番号	
----------	--

フリガナ	生年月日 *和暦で記入してください。		
氏 名			年 月 日
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無。 いずれかを○で囲んでください。	有 / 無	併記を希望する氏名又は通称
	*併記を希望する場合、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証（写）等を添付すること。		
現 住 所	〒 — 電話番号 — —		
現 在 の 所 属 事 業 場	※講習当日までに連絡を取る場合があるのでご記入ください。 事業場名 所在地 〒 — 連絡先 電話 — — FAX — —		
科目の一部 免除を希望 する場合、 右記の該当 番号を○で 囲んでくだ さい。 (該当番号に 関する添付書 類等を確認し、 必要な書類を 添付してくだ さい。)	受講科目が免除される者		添付書類
	1. クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者		免許証の写し
	2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者		技能講習修了証の写し
	3. 1級建設機械施工管理技術検定合格者で第2次検定においてショベル系操作工法若しくは基礎工事用操作施工法を選択したもの、又は2級第2種若しくは第6種合格者		合格証明書の写し
経験証明		—	

年 月 日

建設業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

申込者
(受講者氏名自署)

(注) 以下の太枠欄には、記入しないこと。

記 事 欄	実施管理者	受付者
	上部のり付け 申込時に写真2枚を添え提出のこと (裏面に氏名を記入) 写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm 上部のり付け	

「申込書」の内容は、当該講習の実施に使用するものとし、
その他に使用することはありません。